

アルジェリア国立産業財産機関

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 D Z . I
国内段階移行の請求様式	附属書 D Z . II

略語のリスト

国内官庁：	アルジェリア国立産業財産機関
Institute：	アルジェリア国立産業財産機関
Ordinance：	発明特許に関するヒジュラ暦1424年5月19日（2003年7月19日に対応）の 政令第03.07号

指定（又は選択）官庁 DZ	アルジェリア国立産業財産機関	概要 DZ
------------------	----------------	----------

国内段階に入るための要件の概要

国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	アラビア語
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正後のもののみ）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい
国内手数料 ¹	通貨：アルジェリア・ディナール（DZD） 出願手数料及び第1年目の維持手数料 …………… DZD 7,500 優先権主張手数料，優先権ごと …………… DZD 2,000 公告手数料 …………… DZD 5,000 －10頁を超える追加手数料，5頁ごと …………… DZD 1,200 維持手数料： －2年目から5年目，年ごと …………… DZD 5,000
国内手数料の免除，割引又は払戻し	なし

[次頁に続く]

¹ PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

DZ	アルジェリア国立産業財産機関（続き）	DZ
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ²	出願人がアルジェリアに居住していない場合には代理人の選任 国際出願日の後に出願人が変更された場合には国際出願の譲渡証 国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類 国際出願の翻訳文2通	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続するための登録がされている弁理士又は特許代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認めない	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認めない	

² PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は指定期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

DZ. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書DZ. II 参照）。この様式を使用することが望ましい。

DZ. 02 手続言語

手続言語はアラビア語又はフランス語である。

DZ. 03 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

DZ. 04 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書DZ. I に概説されている。

Ordinance Sec. 20

DZ. 05 代理

アルジェリア国外に居住する出願人は、国内官庁に対して手続するために登録されている代理人を選任しなければならない。登録代理人の名簿は国内官庁に用意されている。

Ordinance Sec. 36

DZ. 06 譲渡証

国内段階へ移行する出願人が国際出願の出願人と異なる場合、国内段階へ移行する出願人は、自己の資格を証明する証書を提出しなければならない。国内段階移行請求が有効とされた時点で、所有権の移転を特許登録簿に記入しなければならない。

PCT Art. 28

DZ. 07 出願の補正

41

補正は、関連する出願の国内段階移行日から1箇月以内に国内官庁に補正書が提出された場合に認められる。条約及び同規則に従う補正が認められる。明細書、請求の範囲及び図面に関して補正することができる。補正は発明の開示範囲を超えてはならない。

PCT Rules 52

78

Ordinance Sec. 26

上述した期間を経過した後は、純粋に様式上の誤記についてのみ補充できる。この場合の補充は、様式上の誤記修正手数料の支払を条件とする。

Ordinance Sec. 31

DZ. 08 審査

正規手続に従う出願はすべて、審査なしで特許が付与される。管轄当局が発行する証明書は、出願が正規手続に従った旨に重点を置くものであり、出願人に送付されて特許を構成する。

Ordinance Sec. 9

DZ. 09 年金

54

特許を有効に維持するためには年金を毎年支払う。国際出願日から経過した年数に適用される年金（第2年目及び第3年目を含む）は、遅くとも国際出願日から3年目の対応日まで支払わなければならない。支払期日から6箇月以内であれば支払ができる。遅延支払の場合、年金支払には割増料を伴う。年金の額は附属書DZ. I に記載されている。

PCT Art. 25

DZ. 10 PCT第25条の規定に基づく検査

PCT Rule 51

関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。

PCT Art. 24(2)

DZ. 11 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

48(2)

国内段階6. 022から6. 027項を参照。

手 数 料

(通貨：アルジェリア・ディナール)

[特 許]	額
出願手数料及び第1年度の年金	7,500
優先権主張手数料	2,000
公開手数料	5,000
最初の10頁を超える追加5頁ごとの公開手数料	1,200
3件を超える小型図面の公開手数料	400
年 金：	
－第2年度から第5年度まで，各年.....	5,000
－第6年度から第10年度まで，各年.....	8,000
－第11年度から第15年度まで，各年.....	12,000
－第16年度から第20年度まで，各年.....	18,000
年金の遅延支払の割増料は，未払の年金と同額である。	
回復手数料	5,000

手数料の支払方法

手数料は，現金，国内官庁宛の小切手，又は Banque Extérieure d'Algérie, 12 avenue Amirouche, Algiers の口座番号 00200012120326418071 宛の銀行送金によって支払うことができる。

様 式（附属書D Z. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 D Z. II 国内段階移行の請求様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_dz.pdf